

# ベトナムにおける知的財産に 関する下位法令等の調査

---

Tilleke & Gibbins International Ltd.

大竹徳成

1. ベトナムの法体系
2. 知的財産法、その他知的財産に関する法律等
3. 知的財産に関する下位法令
4. オンライン上の模倣品対策に関する法律・下位法令

# 1. ベトナムの法体系

法令の優先順位	
1	憲法 (Constitution)
2	法典及び国会の決議 (Code, Law and Resolution of the National Assembly)
3	国会常務委員会で制定する法令及び決議 (Ordinance and Resolution of the Standing Committee of the National Assembly)
4	大統領の命令と決定 (Order and Decision of the President)
5	政令 (Decree of the Government)
6	首相決定 (Decision of the Prime Minister)
7	最高人民裁判所裁判官評議会決議 (Resolution of the Judge Council of the Supreme Court)
8	各省／政府機関長、最高人民裁判所所長、最高人民検察院院長の通達 (Circular of: Ministers/ Heads of Ministerial Agencies; the Chief Justice of Supreme Court, the Chief Procurator of the Supreme Procuracy)
9	地方行政単位の人民評議会の決議 (Resolution of the People's Councils of provinces)
10	地方行政単位の人民委員会の決定 (Decision of People's Committees of provinces)

# 1. ベトナムの法体系

- ベトナムは判例法を適用しない
- 但し、2015年、最高人民裁判所の司法評議会は、他の裁判所が後の事件で選択して採用する先例としての判決を検討・選択・採用する、決議No. 03/2015/NQ-HDTPを発行

## (留意点)

- 先例の判決は強制的な拘束力を有さないが、ケース・バイ・ケースで事件に適用される
- 最高人民裁判所はウェブサイト上で判決を公表しており、これらは基準となる判例とみなすことができる

# 1. ベトナムの法体系

法文の取得方法	
オンライン官報	<a href="http://congbao.chinhphu.vn/home">http://congbao.chinhphu.vn/home</a>
国会の公式ウェブサイト	<a href="http://vietlaw.quochoi.vn/Pages/home.aspx">http://vietlaw.quochoi.vn/Pages/home.aspx</a>
政府の公式ウェブサイト	<a href="http://vanban.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban">http://vanban.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban</a>
科学技術省(Ministry of Science and Technology)の公式ウェブサイト	<a href="https://www.most.gov.vn/vn/Pages/VBPQ.aspx?Machuyende=VB&amp;ChudeID=73">https://www.most.gov.vn/vn/Pages/VBPQ.aspx?Machuyende=VB&amp;ChudeID=73</a>
ベトナム国家知的財産庁の公式ウェブサイト	<a href="http://noip.gov.vn/vi_VN/web/guest/van-ban-phap-luat-quy-che">http://noip.gov.vn/vi_VN/web/guest/van-ban-phap-luat-quy-che</a>
最高人民裁判所の公式ウェブサイト	<a href="https://vbpq.toaan.gov.vn/webcenter/portal/htvb/home">https://vbpq.toaan.gov.vn/webcenter/portal/htvb/home</a>
最高人民検察院の公式ウェブサイト	<a href="https://www.vksndtc.gov.vn/van-ban/van-ban-quy-pham.html">https://www.vksndtc.gov.vn/van-ban/van-ban-quy-pham.html</a>
ベトナムの法的規范文書のオンラインデータベース	<a href="http://vbpl.vn/pages/portal.aspx">http://vbpl.vn/pages/portal.aspx</a> <input type="checkbox"/> 知的財産法の英語訳を取得可能

## 2. 知的財産法、その他知的財産に関する法律等

知的財産法の変遷	
2006年7月1日	<b>2006年知的財産法</b> 施行
2006年11月29日	決議No. 71/2006 / QH11 採択 → ベトナムは2007年1月11日から <b>世界貿易機関 (WTO)</b> に加盟 加盟後直ちに、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPs) を遵守
2010年1月1日	<b>2009年改正知的財産法</b> 施行 □ 知的財産法の規定を修正および補足する、2009年6月19日付、法律No. 36/2009/QH12
2019年1月24日	環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP) の実施計画を承認する決定No. 121 / QD-TTg 発行
2019年11月1日	<b>2019年改正知的財産法</b> 施行 □ 保険事業法および知的財産法を修正および補足する、2019年6月14日付、法律No. 42/2019/QH14
2020年6月8日	EU – ベトナム自由貿易協定 (European-Vietnam Free Trade Agreement) が、決議No. 102/2020/QH14により、ベトナム国会によって批准
2020年11月17日	ベトナム国会が <b>改正知的財産法案</b> を承認し、政府ウェブサイトに公開 □ 2022年6月、承認を受けるために国会に提出される予定

## 2. 知的財産法、その他知的財産に関する法律等

### 2.1 2019年改正法の主な変更点(商標)

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP) 環太平洋パートナーシップ(TPP) 第18章 知的財産	2019年改正知的財産法
<p>第18.24条 電子的な商標のシステム</p> <p>各締約国は、次に掲げるシステムを提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(a) 商標を電子的に出願し、及び維持するためのシステム</li><li>(b) 商標出願及び登録された商標に関する公に利用可能な電子的な情報システム(オンラインのデータベースを含む。)</li></ul>	<p>第89条 工業所有権の確定に係る登録出願の方法</p> <p>3. 工業所有権登録出願は、工業所有権の管轄行政機関に紙の文書の形式で、または<u>オンライン出願システム</u>で電子的に出願されるものとする。</p>

(備考)旧法では電子出願に関する具体的な規定はなかったが、ベトナム国家知的財産庁は2017年から商標やその他の知的財産権の電子出願システムを運用している。

# 2. 知的財産法、その他知的財産に関する法律等

## 2.1 2019年改正法の主な変更点(商標)

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP) 環太平洋パートナーシップ(TPP) 第18章 知的財産	2019年改正知的財産法
第18.27条 使用権を記録しないこと  いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、使用権の記録を要求することができない。 (a) 当該使用権の記録が、当該使用権が有効なものであることを確定することを目的とする場合 (b) . . .	第148条 工業所有権の移転契約の有効性  3. <u>商標を使用する権利の譲渡契約(商標ライセンス契約)</u> を除き、本条第2項に規定する工業所有権を対象とするライセンス契約は、ベトナム国家知的財産庁に登録されたとき、第三者に対して有効となる。

(備考) 当該緩和規定により、ベトナム国家知的財産庁での登録が行われていない場合でも、商標ライセンス契約のみは有効である。その他の知的財産権のライセンスを有効にするには、ベトナム国家知的財産庁に登録する必要がある。

# 2. 知的財産法、その他知的財産に関する法律等

## 2.1 2019年改正法の主な変更点(地理的表示)

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP) 環太平洋パートナーシップ(TPP) 第18章 知的財産	2019年改正知的財産法
<p>第18.29条 国名</p> <p>各締約国は、利害関係者に対し、物品の原産地について消費者を誤認させるような態様で当該物品に関して締約国の国名を商業的に利用することを防止するための法的手段を提供する</p>	<p>第80条 地理的表示として保護されない主題</p> <p>次の主題は、地理的表示として保護されないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. ベトナム国内で関係する消費者の認識において商品の <u>一般名称</u> となっている名称、表示</li></ol>
<p>第18.34条 複数の要素から構成される用語</p> <p>第18.31条及び第18.32条に定める手続に関し、締約国の領域において地理的表示として保護される複数の要素から構成される用語を構成する個々の要素は、<u>その関連する物品の一般名称として日常の言語の中で通例として用いられている用語である場合には、当該締約国において保護を受けない。</u></p>	<ol style="list-style-type: none"><li>3. 保護されている若しくは商標登録出願が出願された出願日前又は優先日前の標章と同一又は類似の地理的表示であって、それらの使用が <u>製品の原産地について混同を生じることになるもの。</u></li></ol>

# 2. 知的財産法、その他知的財産に関する法律等

## 2.1 2019年改正法の主な変更点(特許)

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP) 環太平洋パートナーシップ(TPP) 第18章 知的財産	2019年改正知的財産法
<p>第18.38条 猶予期間(Grace Period)</p> <p>各締約国は、少なくとも、発明が新規性又は進歩性のあるものであるかどうかの判断に際して用いる公衆に開示された情報について、その開示が次の(a)及び(b)の要件を満たす場合には、当該情報を考慮に入れない。</p> <p>(a) 特許出願人又は特許出願人から直接若しくは間接に当該情報を入手した者により行われたものであること。</p> <p>(b) 当該各締約国の領域における出願の日の前十二箇月以内に行われたものであること。</p>	<p>第60条 発明として保護されない主題</p> <p>3. 発明は、本法第86条に定める登録を受ける権利を有する者または当該者から直接的または間接的に情報を有する者により開示され、<u>開示された日から12月以内に</u>発明登録出願が行われた場合は、新規性を喪失したとはみなされない。</p>

## 2. 知的財産法、その他知的財産に関する法律等

### 2.1 2019年改正法の主な変更点(知的財産権の行使)

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP) 環太平洋パートナーシップ(TPP) 第18章 知的財産	2019年改正知的財産法
<p>第18.74条 民事上及び行政上の手続及び救済措置</p> <p>4. 3の規定に基づく損害賠償の額を決定するに当たり、各締約国の司法当局は、特に、権利者が提示する合理的な価値の評価(逸失利益、侵害の対象となった物品若しくはサービスの価値であって市場価格によって評価されるもの又は希望小売価格を含むことができる。)を考慮する権限を有する。</p>	<p>第205条 知的所有権の侵害により生じた損害の決定についての根拠</p> <p>1. 知的財産権の侵害行為により物理的損失および損害を被ったことを証明できる原告は、以下のいずれかの理由により、裁判所に損害額の決定を求める権利がある。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>a. 原告の減少した利益が物理的損失および損害に含まれていない場合、知的財産権の侵害行為から被告が得た金額および利益で計算された物理的損失及び損害の総額</li><li>b. ...</li></ul>

# 2. 知的財産法、その他知的財産に関する法律等

## 2.1 2019年改正法の主な変更点(知的財産権の行使)

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP) 環太平洋パートナーシップ(TPP) 第18章 知的財産	2019年改正知的財産法
<p>第18.74条 民事上及び行政上の手続及び救済措置</p> <p>4. 3の規定に基づく損害賠償の額を決定するに当たり、各締約国の司法当局は、特に、権利者が提示する合理的な価値の評価(逸失利益、侵害の対象となった物品若しくはサービスの価値であって市場価格によって評価されるもの又は希望小売価格を含むことができる。)を考慮する権限を有する。</p>	<p>第205条 知的所有権の侵害により生じた損害の決定についての根拠</p> <ul style="list-style-type: none"><li>a. ...</li><li>b. 侵害行為の範囲内で知的財産権契約に基づいて原告が知的財産権を被告に対象物の使用をライセンスしたと仮定した場合の知的財産権対象物の譲渡価格</li><li>c. 法律の規定に従って知的財産権者が計算したその他の物理的損失および損害</li><li>d. 本条(a)、(b)または(c)に規定された物理的損失および損害の損害額を決定することが不可能な場合は、損害額は、損失および損害の程度に応じて裁判所により決定されるが、5億ベトナムドンを超えないものとする。</li></ul>

# 2. 知的財産法、その他知的財産に関する法律等

## 2.1 2019年改正法の主な変更点(知的財産権の行使)

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP) 環太平洋パートナーシップ(TPP) 第18章 知的財産	2019年改正知的財産法
<p>第18.74条 民事上及び行政上の手続及び救済措置</p> <p>10. 各締約国は、自国の司法当局が、少なくとも著作権又は関連する権利、特許及び商標の侵害について民事上の司法手続が終了した時に、適当な場合には、敗訴の当事者が勝訴の当事者に対し訴訟及び適当な弁護士費用又は当該締約国の法令に定める他の費用を支払うよう命ずる権限を有することを定める。</p>	<p>第198条 知的所有権の侵害により生じた損害の決定についての根拠</p> <p>4. 知的財産権侵害訴訟で、組織または個人である被告が侵害行為を犯さなかったと裁判所が判断した場合、当被告は、<b>弁護士を雇った費用</b>やその他の法律に従った費用などの合理的な費用を原告が支払うよう裁判所に請求することができる。</p>

# 2. 知的財産法、その他知的財産に関する法律等

## 2.1 2019年改正法の主な変更点(知的財産権の行使)

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP) 環太平洋パートナーシップ(TPP) 第18章 知的財産	2019年改正知的財産法
<p>第18.74条 民事上及び行政上の手続及び救済措置</p> <p>15. 各締約国は、自国の司法当局が当事者に対し、当該当事者の申立てにより措置がとられ、かつ、当該当事者が知的財産権(商標、地理的表示、特許、著作権及び関連する権利並びに意匠を含む。)に関する権利行使の手続を濫用した場合には、不法に要求又は制約を受けた当事者に対しその濫用により被った損害に対する適当な賠償を支払うよう命ずる権限を有することを確保する。当該司法当局は、また、申立人に対し、費用(適当な弁護士費用を含むことができる。)を被申立人に支払うよう命ずる権限を有する。</p>	<p>第198条 知的所有権の侵害により生じた損害の決定についての根拠</p> <p>5. 知的財産権保護のための手続を乱用した他人の行為により損失または損害を被った組織および個人は、弁護士を雇った合理的な費用を含む <b>乱用により生じた損失および損害</b> に対して、乱用者に賠償を支払うよう裁判所に請求することができる。知的財産権保護のための手続を乱用する行為には、手続の範囲または目的を意図的に超える行為が含まれる。</p>

# 2. 知的財産法、その他知的財産に関する法律等

## 2.1 2019年改正法の主な変更点(知的財産権の行使)

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP) 環太平洋パートナーシップ(TPP) 第18章 知的財産	2019年改正知的財産法
<p>第18.76条 国境措置に関する特別の要件</p> <p>4. 締約国は、プライバシー又は情報の秘密に関する締約国の法令の適用を妨げることなく、</p> <p>(a) 自国の権限のある当局が不正商標物品若しくは著作権侵害物品である疑いのある物品を留置し、又は当該物品の引取りを停止した場合には、自国の権限のある当局が権利者に対し当該物品の荷送人、輸出者、荷受人又は輸入者の氏名又は名称及び住所、当該物品に関する記述、当該物品の数量並びに判明しているときは当該物品の原産国について不当に遅滞することなく通知する権限を有することを定めることができる。</p> <p>(b) ...</p>	<p>第218条 税関手続の停止の適用に係る手続</p> <p>1. 税関手続の差止を請求する者が、その者の本法第217条に規定する義務を適切に履行したときは、税関は、関係積送商品に関する税関手続の差止に関する決定を発行しなければならない。</p> <p>税関当局は、<u>荷送人、輸出業者、荷受人または輸入業者の名前・住所、商品の説明、商品の数量、および(わかる場合)商品の原産国に関する情報を、本法第216.4条に規定されている商標偽造品および密輸品を取り扱うための行政措置を適用する決定の発行日から30日以内に、知的財産権所有者に提供する。</u></p>

# 2. 知的財産法、その他知的財産に関する法律等

## 2.2 2020年改正法案の主な変更点

【特許】	関連条文	CPTPP/EVFTA等対応
・拡大先願規定の追加	60条(1)	
・秘密特許、海外での出願に対する安全保障管理規定の追加	4条(12a), 89a条, 109条(2)(e), 120b条, 120c条	
・遺伝子資源、伝統的知識に関する規定追加	86条(1)(c), 100条	
・医薬品の実験データ保護義務規定改正	128条, 128a条	CPTPP
・薬品流通許可書の遅れによる特許権者への補償規定追加	131a条	EVFTA
・特許の強制ライセンス許諾の根拠追加、特許権の制限規定改正	145条, 146条	TRIPS
【意匠】	関連条文	CPTPP/EVFTA等対応
・部分意匠の追加	4条(13)	EVFTA
・意匠出願要件改正	103条	
・公開遅延(7カ月)規定追加	110条(3)	
【商標】	関連条文	CPTPP/EVFTA等対応
・音の商標の追加	72条(1), 73条(1)	CPTPP
・連合商標の削除	4条(19)	
・周知商標に関する改正	4条(20), 75条	
・商標の識別性判断の基準時(出願時)の明確化	74条(2), 117条(3)	
・商標取消理由追加(消費者が誤解する場合、一般名称になった場合等)	95条	
・商標権の行使規定改正(「流通」→「販売及び販売のための展示及び運送」)	124条	CPTPP
・商標と一致するドメインネームの不正競争行為に関する規定改正(「悪意」の文言追加)	130条(1)(d)	CPTPP
【一般】	関連条文	CPTPP/EVFTA等対応
・国家予算を投じた科学技術研究事業による特許、意匠、回路配置登録件に関する規定追加	86条(1)(b), 86a条, 133a条, 136a条, 139条(6)	
・無効理由追加(悪意の商標、安全保障管理規定違反、遺伝子資源不開示等)	96条, 117条(1)(1a)	
・付与前異議に関する規定追加	112a条	
・審判手続きに関する規定追加	119a条	
・代理人要件、代理業務に関する規定改正	151条(1), 153条, 154条, 155条	
【知財権保護】	関連条文	CPTPP/EVFTA等対応
・デジタル環境上の執行確保	198条	
・知財権の鑑定範囲の明確化	201条	
・行政罰を受ける知財権侵害行為規定改正(著作権、商標、地理的表示、植物品種に限定)	211条	
・知財権の模倣品規定改正(商標と地理的表示の模倣品を区別)	213条	
・知財権関連の輸出入国境管理措置改正(管理措置を輸入限定、物品を商標、GI、違法コピー限定)	216条	
・税関手続の停止に関する規定改正	218条(4)	CPTPP, TRIPS

## 2.2 2020年改正法案の主な変更点

### 2.2.1 秘密特許、海外出願前の特許に関する国家安全保障管理

#### Option 1 - 第4条第12a項、第89a条を追加する

追加	第4条 用語の解釈 12a. 国家秘密保持法に従って国家秘密として政府機関によって定められた発明は <b>秘密特許</b> と呼ばれる。
追加	第89a条 外国で登録する前の発明に対する国家安全保障管理 1. ベトナムの国防・国家安全保障へ重大な影響を及ぼす発明の海外出願を希望する <b>ベトナムの個人およびベトナムの法律に基づいて設立された組織</b> は、発明が秘密発明でないことを判断するために工業所有権担当機関に申請する <b>申請書</b> を提出し、 <b>その申請書を提出した日付から6月の期限が経過した場合、海外出願を行うことができる</b> 。工業所有権担当機関は、公安省および国防省と協力し、本条の規定に基づいて国家安全保障手続の実施において、秘密発明であるか否かを判断する。
発明	ベトナムの個人・ベトナムの法律に基づいて設立された組織の発明

#### Option 2-1 - 第120b条、第120c条[Option1]を追加する

追加	第120b条 秘密特許 1. 政府機関が国家秘密保持法に基づいて、国家秘密として認定される特許は、 <b>秘密特許</b> と呼ばれる。
追加	第120条 [Option1] 海外出願前の特許に関する国家安全保障管理 1. 国防・国家安全保障に重大な影響を及ぼす技術分野で、 <b>ベトナムに居住するベトナム人またはベトナム法律に基づいて設立された組織</b> の特許出願は、発明が国家秘密保持法に基づいて国家秘密に該当するか否かの <b>確認申請</b> を工業所有権確立機関に行い、かつ、 <b>申請日から6月が経過した後</b> 、海外に出願できる。工業所有権確立機関は公安省および国防省と協力し、海外出願前の発明に対して国家安全保障管理手続により、秘密特許であるか否か確認する。
発明	<b>ベトナムに居住する</b> ベトナム人・ベトナム法律のに基づいて設立された組織

## 2.2 2020年改正法案の主な変更点

### 2.2.1 秘密特許、海外出願前の特許に関する国家安全保障管理

#### Option 2-2 - 第120b条、第120c条[Option2]を追加する

追加	第120b条 秘密特許 1. 政府機関が国家秘密保持法に基づいて、国家秘密として認定される特許は、 <b>秘密特許</b> と呼ばれる。
追加	第120条 [Option2] 海外出願前の特許に関する国家安全保障管理 1. 国防・国家安全保障に重大な影響を及ぼす技術分野で、 <b>全てベトナムで創作され、ベトナムに居住するベトナム人またはベトナムの法律に基づいて設立された組織の発明</b> が、国家秘密保持法に基づいて国家秘密に該当するか否かの <b>確認申請</b> を工業所有権確立機関に行い、かつ、 <b>申請日から6月が経過した後、海外に出願できる</b> 。工業所有権確立機関は公安省および国防省と協力し、海外出願前の発明に対して国家安全保障管理手続により、秘密特許であるか否か確認する。
発明	<b>全てベトナムで創作され、ベトナムに居住するベトナム人またはベトナムの法律に基づいて設立された組織の発明</b>

[Option 1] 第89a条 外国で登録する前の発明に対する国家安全保障管理

対象: ベトナムの個人・ベトナムの法律に基づいて設立された組織の発明(居住地・発明地を限定していない)

[Option 2-1] 第120条 [Option1] 海外出願前の特許に関する国家安全保障管理

対象: ベトナムに居住するベトナム人・ベトナム法律に基づいて設立された組織の発明(発明地を限定していない)

[Option 2-2] 第120条 [Option] 海外出願前の特許に関する国家安全保障管理

対象: 全てベトナムで創作され、ベトナムに永住するベトナム人またはベトナムの法律に基づいて設立された組織の発明  
(発明地を限定)

# 2.2 2020年改正法案の主な変更点

## 2.2.2 意匠登録出願に係る要件の改正

### Option 1 - 第103条[Option1]に修正する

修正	<p>第103条 意匠登録出願に係る要件</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 意匠登録出願において保護を受けるために登録される意匠を特定する書類は、当該意匠の1揃いの写真、図面、および意匠の説明を含む。</li><li>2. 1揃いの写真および図面は、写真および図面に基づいて、当業者が当該意匠を特定できるように、保護を受けるために登録される意匠のすべての特徴を表さなければならない。</li><li>3. 意匠の写真および図面の説明には、<b>1揃いの写真および図面における写真および図面の順序を記載し、かつ、1揃いの写真および図面に反映されている意匠の特徴を記載しなければならない</b></li></ol>
----	---

### Option 2 - 第103条[Option2]に修正する

修正	<p>第103条 意匠登録出願に係る要件</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 意匠登録出願において保護を受けるために登録される意匠を特定する書類は、意匠の1揃いの写真、図面、および意匠の説明を含む。意匠の説明は、意匠を説明する部分および意匠の保護の請求の範囲とから構成される。</li><li>2. 意匠の説明には、保護を受けるために登録される<b>意匠の特徴</b>を記載しなければならない。</li><li>3. 意匠の保護の請求の範囲には、保護される必要のある<b>意匠の特徴</b>を明示的に記載しなければならない。</li><li>4. 1揃いの写真および図面は、写真および図面に基づいて、当業者が当該意匠を特定できるように、保護を受けるために登録される意匠のすべての特徴を表さなければならない。</li></ol>
----	--

## 2.2 2020年改正法案の主な変更点

### 2.2.3 商標の識別性判断の基準時の明確化

#### 第74条第2項を修正する

修正	<p>第74条 商標の識別性</p> <p>2. 出願日または優先日(優先権を主張する出願の場合)に、商標が次のいずれかに該当する場合、その商標は識別性がないとみなされる。</p> <p>...</p> <p>(e) ベトナム社会主義共和国が締約国である条約に基づいて出願された登録出願を含む、先の出願日または優先日(優先権を主張する出願の場合)を有する登録出願に基づいて、同一または類似の商品またはサービスのために保護された他の法人または個人の標章と同一または混同を生じる程に類似している商標</p> <p>(h) 正当な理由なしに継続して5年商標の不使用により本法に従って登録証が無効にされている場合を除き、同一または類似の商品またはサービスに対して登録され、登録証が3年以内に無効にされた、他の法人または個人の標章と同一または混同を生じる程類似した商標</p> <p>(o) 商標が同じ種類の品種、または[同じ]品種から収穫された類似の種類または製品に対して出願された場合、ベトナムで保護されている品種の名称と同一または混同を生じる程類似した商標</p>
----	--

- 識別性判断の基準時が出願日／優先日であることが明確化
- 連合商標(第4条第19項)の廃止に伴い、連合商標の識別性に関する第74条第2項(e)を改正
- 登録証が無効にされた期間を5年から3年に変更→消費者がある商標の存在を忘れる期間を3年に短縮

## 2.2 2020年改正法案の主な変更点

### 2.2.4 無効理由の追加

#### 第96条第1項を修正する

修正	第96条 保護証書の効力の取消 1. 保護証書は、次の場合、完全に無効とされる。 (a) 出願人が <b>悪意を持って</b> 商標登録出願を行った場合 (b) 発明登録出願が本法第xxx条に定める発明の <b>国家安全保障管理規則に違反して出願された場合</b> ...
----	--

- 第86条第1項(a)により、出願人が悪意を持って商標登録出願を行った場合、無効となることが明確化された  
但し、[悪意]の定義および立証方法は、規定されていない
- 国家安全保障管理規則に違反して出願された場合、無効になることが明確化された

## 2.2 2020年改正法案の主な変更点

### 2.2.5 行政罰を受ける知的財産権の侵害行為の改正

#### 現行第211条

第211条 行政罰を受けるべき知的所有権の侵害行為

1. 知的所有権侵害の次の行為のいずれかをする組織、個人は、行政罰に服するものとする。

(a) 著作者、所有者、消費者又は社会に対して損失を及ぼす知的所有権侵害をすること

(b) 本法の第213条にいう知的所有権の偽造商品を生産し、輸入し、輸送し、取引するか又は他人にこれらの行為をするように委託すること

(c) 偽造の地理的表示を付したスタンプ、ラベルまたは他の物品を生産し、輸入し、輸送し、取引し、保有するか又は他人にこれらの行為をするように委託すること

(2) 政府は、行政罰を受けるべき知的所有権の侵害行為、処罰の形態、程度とその手続について細則に規定する。

(3) 知的所有権に関する不正競争行為を犯した組織及び個人は、競争法令に規定する行政罰を科される。

#### 修正案

[Option1] 第211条第1項(a)、および、第3項を削除する。

[Option2]

- 1.(a)を、「著作権、隣接権、商標、地理的表示、植物品種の知的財産権を侵害し、著作者、所有者、消費者、または社会に損失および損害を与える行為」に修正
- 第211条第3項を削除

[Option3]

- 1.(a)を、「著作権および隣接権を侵害し、著作者、所有者、消費者または社会に損失および損害を与える行為」に修正
- 第211条第3項を削除

# 3. 知的財産に関する下位法令

- 政府によって発行された、修正および補足を含む知的財産に関連する45の政令
- 科学技術省、関連省庁および政府機関によって発行された、修正および補足を含む知的財産に関連する36の通達
  
- 下位法令の適用順位
  - 原則、法律(Laws)が最優先され、次に政令(Decrees)(政府が公布)そして通達(Circulars)(関連省庁が発行)と続く
  - 実際には、政令および通達が最も詳細な規定であるため、しばしば、政令および／または通達をより重視することがある
  - 紛争が発生した場合、国際条約は国内法よりも優先適用される

### 3. 知的財産に関する下位法令

#### 政令および通達を含む法令の取得方法

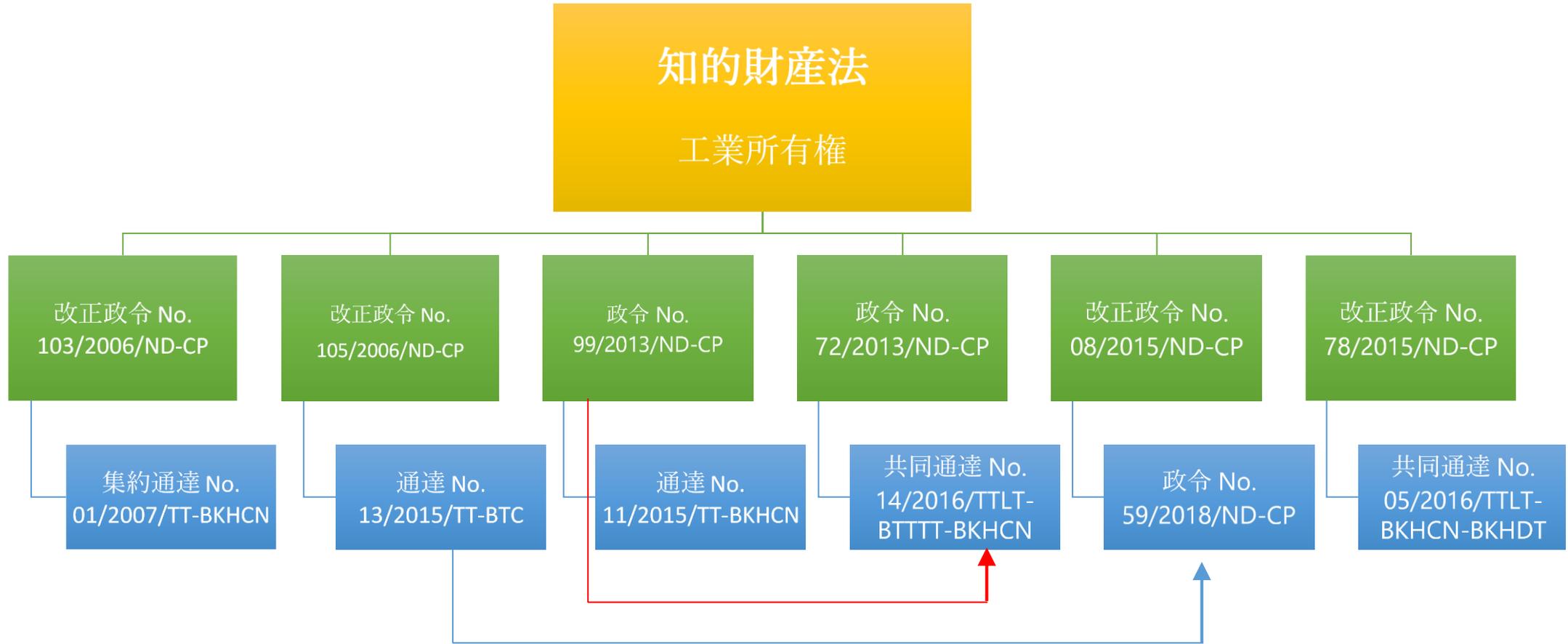
国家法律文書のウェブサイト	<a href="http://vbpl.vn/TW/Pages/vbpgen.aspx">http://vbpl.vn/TW/Pages/vbpgen.aspx</a>
科学技術省のウェブサイト	<a href="https://www.most.gov.vn">https://www.most.gov.vn</a>

(留意点)

- データベースは、英語翻訳を伴わずにベトナム語でのみ公開される
- 非公式の翻訳版がある場合でも、翻訳は不正確であり絶対的ではない
- さらに、これらの文書はディレクトリ情報ツリーで表示されないため、どの文書が期限切れで、どの文書がまだ有効であるかを判断するのは困難である

# 3. 知的財産に関する下位法令

## 3.1 代表的な下位法令(特許、意匠、商標を含む工業所有権)



# 3. 知的財産に関する下位法令

## 3.1 代表的な下位法令(特許、意匠、商標を含む工業所有権)

改正政令No. 103/2006/ND-CP	<ul style="list-style-type: none"><li>1) 工業所有権に関する知的財産法の規定の実施に関するガイドラインを提供する、2006年9月22日付、政令No. 103/2006/ND-CP</li><li>2) 政令No. 103/2006/ND-CPの規定を修正および補足する、2010年12月31日付、政令 No. 122/2010/ND-CP</li><li>□ 集約通達No. 01/2007/TT-BKHCHN: 政令No. 103/2006/ND-CPの実施に関するガイドラインを提供する、2007年2月14日付、通達No. 01/2007/TT-BKHCHNを修正および補足する4回の通達</li></ul>
改正政令No. 105/2006/ND-CP	<ul style="list-style-type: none"><li>1) 知的財産権の保護および知的財産の国家管理に関する知的財産法の規定の実施に関するガイドラインを提供する、2006年9月22日付、政令No. 105/2006/ND-CP</li><li>2) 政令No. 105/2006/ND-CPの規定を修正および補足する、2010年12月30日付、政令 No. 119/2010/ND-CP</li><li>□ 通達 No. 13/2015/TT-BTC: 知的財産権の対象となる輸出入品の検査、監督、通関手続の一時停止、並びに、模倣品および知的財産権を侵害する商品の管理に関するガイドラインを提供する、通達 No. 13/2015/TT-BTC</li></ul>
政令 No. 99/2013/ND-CP	<p>工業所有権における行政違反に対する制裁に関する、2013年8月29日付、政令 No. 99/2013/ND-CP</p> <ul style="list-style-type: none"><li>□ 通達No. 11/2015/TT-BKHCHN: 工業所有権分野における行政違反に対する制裁に関する政令 No. 99/2013/ND-CPの規定の実施に関するガイドラインを提供する、2015年6月26日付、通達No. 11/2015/TT-BKHCHN</li></ul>

# 3. 知的財産に関する下位法令

## 3.1 代表的な下位法令(特許、意匠、商標を含む工業所有権)

政令No. 72/2013/ND-CP	インターネットサービスおよびオンライン情報の管理、提供、使用に関するガイドラインを提供する、2013年7月15日付、政令No. 72/2013/ND-CP <input type="checkbox"/> 共同通達No. 14/2016/TTLT-BTTTT-BKHCH: 工業所有権を侵害するドメイン名の変更および取消の命令および措置に関するガイドラインを提供する、2016年6月8日付、共同通達No. 14/2016/TTLT-BTTTT-BKHCH
1) 政令No. 08/2015/ND-CP 2) 政令No. 59/2018/ND-CP	1) 税関手続、審査、監督および検査手続に関する税関法の施行に関するガイドラインを提供する、2015年1月21日付、政令No. 08/2015/ND-CP 2) 政令No. 08/2015/ND-CPの規定を修正および補足する、2018年4月20日付、政令No. 59/2018/ND-CP
改正政令No. 78/2015/ND-CP	1) 会社登録に関するガイドラインを提供する、2015年9月14日付、政令No. 78/2015/ND-CP 2) 政令No. 78/2015/ND-CPの規定を補足修正、2018年8月23日付、政令No. 108/2018/ND-CP <input type="checkbox"/> 共同通達No. 05/2016/TTLT-BKHCH-BKHDT: 工業所有権を侵害する企業の名称に対する執行措置に関するガイドラインを提供する、2016年4月5日付、共同通達No. 05/2016/TTLT-BKHCH-BKHDT

# 3. 知的財産に関する下位法令

## 3.1 代表的な下位法令(特許、意匠、商標を含む工業所有権)

政令 No. 105/2006/ND-CP	
改正概要	知的財産権侵害の疑いのある物品が発見された場合、知的財産権者の申請または職権により、税関は通関手続を停止し、当該停止を通知する
関連条文	<p>2019年改正知的財産法 第218条 通関手続の停止の申請手続</p> <p>(1) 通関手続の停止を請求する者が、その者の第217条に規定する義務を適切に履行したときは、税関は、問題の積送品に関する通関手続の停止に関する決定を行わなければならない。</p> <p>税関は、本法第216.4条の規定（知的財産関連の輸出入を管理するための措置）に従い、偽造マークが付された商品または違法に複製された商品を扱うための行政措置を適用する決定の日から30日以内に、権利所有者に次の情報（商品の説明・数量、およびそれらの原産国（わかっている場合）、商品の荷送人、輸出者、商品の荷受人または輸入者の氏名および住所）を提供する。</p>
効果	<p>2019年改正知的財産法第218条(1)により、税関が行政措置を講ずる決定に際して、権利所有者に通知する情報が詳細に規定された。</p> <p>通関手続の詳細なガイドラインは、通達第13/2015 / TT-BTCに規定されている</p>

# 3. 知的財産に関する下位法令

## 3.2 第一国出願出願義務

政令No.122/2010/ND-CP 第3章 秘密特許

第23a条 秘密特許;秘密特許保護証;秘密特許に関する権利の内容と限界

1. 権限を有する国家機関が、国家秘密保護に関わる法律に基づき国防や安全保障の分野に属する国家秘密であると認定した特許を、秘密特許とする。
2. 秘密特許は、秘密発明特許保護証書又は秘密実用新案特許保護証書のみを付与される。
3. 秘密特許出願、秘密発明特許保護証書又は秘密実用新案特許保護証書は公開されず、国家秘密保護に関わる法律に基づき秘密管理されなければならない。
4. 秘密特許の使用、使用ライセンスの移転、秘密特許の所有権及び出願する権利の移転については、国家秘密保護に関わる法律に基づき権限を有する国家機関の許可を受けなければならない。
5. 公安省大臣、国防省大臣は、知的財産法第145条、146条、及び147条に基づき、国防や安全保障の目的で秘密特許の使用、個人又は組織に対する秘密特許の使用権の付与を行うことができる。
6. 権限を有する国家機関が国家秘密保護に関わる法律に基づき秘密特許の秘密解除を行った場合には、秘密特許に関する出願及び保護証書は以下の通り処理される。
  - a) 秘密特許出願は引き続き特許出願として処理される;
  - b) 秘密発明特許保護証書又は秘密実用新案特許保護証書は発明特許保護証書又は実用新案特許保護証書に変更され、工業所有権公報に公告され、特許に関する国家原簿に登録される。

# 3. 知的財産に関する下位法令

## 3.2 第一国出願出願義務

政令No.122/2010/ND-CP 第3章 秘密特許

第23b条 外国出願前の特許に関する安全監査

1. ベトナムの組織又は個人は、秘密特許を、秘密特許保護に関する規定を有する国についてのみ外国登録を行うことができ、そして第23c条第2項に基づき権限を有する国家機関の許可を受けなければならない。
2. ベトナムの組織又は個人による発明、及びベトナムで生じた発明は、以下の安全監査の規定に反して外国において産業財産権保護登録出願を行った場合、ベトナム国家による保護を受けることはできない：
  - a) ベトナムで特許出願を行い、ベトナムの出願日から6月の期間を経過した場合にのみ、外国において産業財産権保護登録出願を行うことができる。ただし、以下bに規定する場合を除く；
  - b) 国家秘密保護に関わる法律に基づき、権限を有する国家機関による通知を以て秘密特許の認定がされた場合には、外国において産業財産権保護登録出願を行うことができない。

# 3. 知的財産に関する下位法令

## 3.2 第一国出願出願義務

[第一国出願出願義務を有するベトナムにおいて  
完成された発明を出願する際の留意点]

		発明が完成した場所	
		日本	ベトナム
特許・実用新案登録を受ける権利の 帰属先	日本企業	義務なし	義務アリ
	ベトナム人 または ベトナム企業	義務アリ	義務アリ

- ❑ 国防・安全保障上の国家秘密に該当する秘密特許と認定すべきか否かの審査期間中(出願から6月)は、外国特許出願の時期的制限がかかる。
- ❑ ベトナム人またはベトナム企業に帰属する発明については、発明された場所を問わず、第一国出願義務と外国特許出願の時期的制限の対象となる(政令No.122/2010/ND-CP第23b条2.a)。
- ❑ ベトナムで生じた外国人または外国法人に帰属する発明が秘密特許の対象であると認定された場合には、外国特許出願ができないと規定されている(政令No.122/2010/ND-CP第23b条2.b)。
- ❑ 規定に反して外国出願された場合、ベトナムでは秘密特許は保護されない(政令No.122/2010/ND-CP 第23b条2柱書)。
- ❑ ベトナム人またはベトナム法人に帰属する発明が秘密特許の対象であると認定された場合には、当局の許可を受けることにより、秘密特許制度を有する外国への特許出願が可能である(政令No.122/2010/ND-CP第23b条1)。

# 3. 知的財産に関する下位法令

## 3.3 代表的な下位法令(著作権および隣接権)



# 3. 知的財産に関する下位法令

## 3.3 代表的な下位法令（著作権および隣接権）

政令 No. 22/2018/ND-CP	著作権および隣接権に関する、2005年知的財産法および2009年知的財産法の実施に関する詳細な規定および手続を提供する、2018年2月23日付、政令 No. 22/2018/ND-CP
1) 政令 No. 131/2013/ND-CP 2) 政令 No. 28/2017/ND-CP	1) 著作権および隣接権における行政違反に対する制裁に関する、2013年10月16日付、政令 No. 131/2013/ND-CP 2) 著作権および隣接権における行政違反に対する制裁に関する、2013年10月16日付、政令 No. 131/2013/ND-CP、並びに、文化、スポーツ、観光、広告分野における行政違反に対する制裁に関する、2013年11月12日付、政令 No. 158/2013/ND-CPを修正および補足する、2017年3月20日付、政令 No. 28/2017/ND-CP
1) 政令 No. 105/2006/ND-CP 2) 政令 No. 119/2010/ND-CP	1) 知的財産権の保護および知的財産の国家管理に関する知的財産法の規定の実施に関するガイドラインを提供する、2006年9月22日付、政令 No. 105/2006/ND-CP 2) 知的財産権の保護および知的財産の国家管理に関する知的財産法の規定の実施に関するガイドラインを提供する、2006年9月22日付、政令 No. 105/2006/ND-CPの規定を修正および補足する、2010年12月30日付、政令 No. 119/2010/ND-CP
政令 No. 18/2014/ND-CP	新聞および出版の分野におけるロイヤルティ制度を規定する、2014年3月14日付、政令 No. 18/2014/ND-CP
政令 No. 21/2015/ND-CP	映画、芸術、演劇、その他の形式の実演に対するロイヤリティおよび報酬の制度に関するガイドラインを提供する、2015年2月14日付、政令 No. 21/2015/ND-CP

# 3. 知的財産に関する下位法令

## 3.4 代表的な下位法令(植物品種)



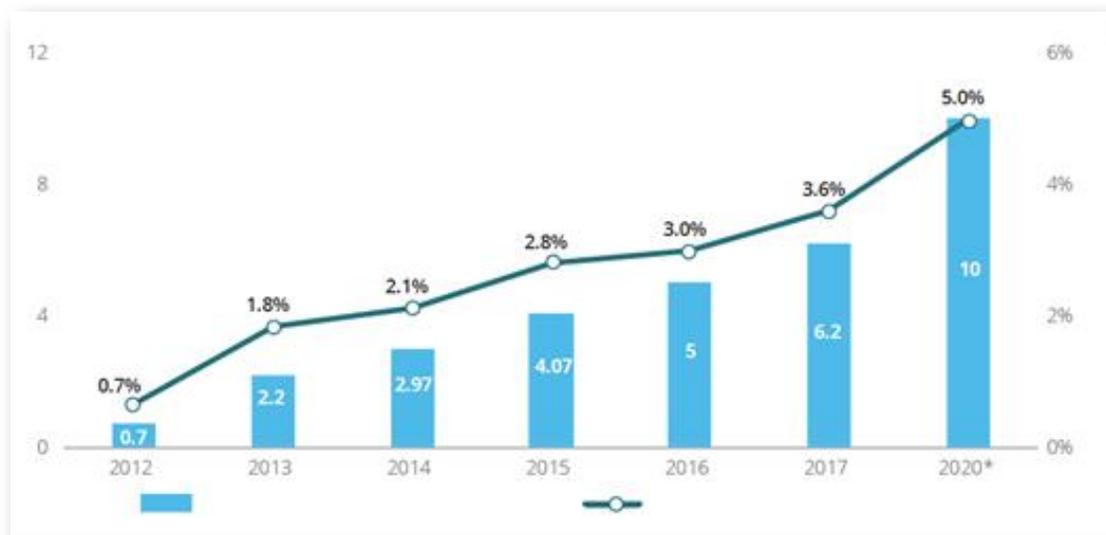
# 3. 知的財産に関する下位法令

## 3.4 代表的な下位法令(植物品種)

改正政令No. 105/2006/ND-CP	1) 知的財産権の保護および知的財産の国家管理に関する知的財産法の規定の実施に関するガイドラインを提供する、2006年9月22日付、政令No. 105/2006/ND-CP 2) 政令No. 105/2006/ND-CPの規定を修正および補足する、2010年12月30日付、政令 No. 119/2010/ND-CP
政令No. 88/2010/ND-CP	植物品種に係る権利に関する知的財産法並びに知的財産法の規定を修正および補足する法律の規定の実施に関するガイドラインを提供する、2010年8月16日付、政令No. 88/2010/ND-CP <input type="checkbox"/> 政令No. 88/2010/ND-CPの規定を修正および補足する政令No. 98/2011/ND-CP <input type="checkbox"/> 植物品種に係る権利の保護に関するガイドラインを提供する、2013年2月28日付、通達 No. 16/2013/TT-BNNPTNT
政令No. 31/2016/ND-CP	植物品種、植物の保護、および植物検疫における行政違反に対する制裁に関する、2016年5月6日付、政令No. 31/2016/ND-CP <input type="checkbox"/> 政令No. 31/2016/ND-CPを修正および補足する政令No. 04/2020/ND-CP

# 4. オンライン上の模倣品対策に関する法律・下位法令

図表1. 2012年から2020年のベトナムにおける  
オンライン企業－消費者間(B2C)電子商取引



Online B2C 売上高, USD billion

小売売上総額に対する割合

図表2. 2013年から2020年のベトナムの  
企業－消費者間電子商取引の市場規模



出典: Report on Retail in Vietnam 2019, Deloitteのウェブサイト, 2020年

## 4. オンライン上の模倣品対策に関する法律・下位法令

- インターネット上で取引される模倣品を規制する特定の法律はない

(関連法令)

- インターネットサービスおよびオンライン情報の管理、提供、および使用に関するガイドラインを提供する、政令No. 72/2013/ND-CP
  - 電子商取引に関する、政令No. 52/2013/ND-CP
  - 通達No. 21/2018/TT-BCT によって改正された、電子商取引ウェブサイトの管理に関するガイドラインを提供する、通達 No. 47/2014/TT-BCT
  - 通達59/2015/TT-BCT によって改正された、モバイル機器上のアプリケーションを介して電子商取引活動の管理に関するガイドラインを提供する、通達 No. 59/2015/TT-BCT
  - 工業所有権を侵害するドメイン名の変更および取消の命令および措置に関するガイドラインを提供する、共同通達No. 14/2016/TTLT-BTTTT-BKHCH
- 政令No.52/2013/ND-CP – 2013年6月15日付、電子商取引に関するガイドラインを提供する政令 (2018年1月15日付、政令 No. 08/2018/ND-CPにより修正および補足)

模倣品、知的財産権を侵害する商品およびサービス、または禁止されている商品およびサービスを取引するために、電子商取引を利用する行為を禁止する旨が規定されている(政令 No.52/2013/ND-CP 第4. 7(b)条)。

## 4. オンライン上の模倣品対策に関する法律・下位法令

インターネット上の模倣品を根絶するために公的機関によって実施される措置

法令	通達No. 21/2018/TT-BCT によって改正された、電子商取引ウェブサイトの管理に関するガイドラインを提供する、通達 No. 47/2014/TT-BCT
内容	<p>1) 電子商取引ウェブサイトは、検査時、または、ウェブサイトが模倣品、侵害品、または密輸品に関連する情報に関する信頼できる報告を受け取った場合、模倣品、侵害品、または密輸品に関連する内容を削除する義務を有する。</p> <p>2) 2019年4月18日、電子商取引ウェブサイト(Tiki.vn、Lazada.vn、Shopee.vn、Sendo.vn、vatgia.com)は、電子商取引における模倣品対策を講じる旨の書面に署名した</p>
効果	現在、多くのオンラインマーケットプレイスでは、知的財産権侵害を報告するための独自ツールの運用を開始し、 <b>ノーティス・アンド・テークダウン</b> 手続を迅速に処理している。

# 4. オンライン上の模倣品対策に関する法律・下位法令

## オンライン上の模倣品対策

電子商取引ウェブサイトの場合	知的財産権所有者は、 <b>ノーティス・アンド・テークダウン</b> 手続を行うことができる。 その他、次の措置を講じることができる。 <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 停止通告書 (Cease and desist letter)</li><li><input type="checkbox"/> 民事訴訟</li><li><input type="checkbox"/> 刑事訴訟</li></ul>
電子商取引ウェブサイト以外のウェブサイトの場合	知的財産権所有者は、侵害者を特定して、侵害の規模を調査してから、模倣業者に対処するための戦略的アプローチを検討する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 停止通告書 (Cease and desist letter)</li><li><input type="checkbox"/> 民事訴訟</li><li><input type="checkbox"/> 刑事訴訟</li></ul>

# 4. オンライン上の模倣品対策に関する法律・下位法令

2020年2月28日付、「Task Force 368」と称する専門タスクフォースの設立に関する、  
決定No.368 / QD-TCQLTT（現時点でも運用中）

実績	<ul style="list-style-type: none"><li>❑ Ho Chi Minh Cityにおいて、アルコール飲料、タバコ、ハンドバッグ、財布等の模倣品を販売する複数のショッピングサイトに関連する事件への対応</li><li>❑ Hanoiにおいて、Adidas, Nike等の模倣品の摘発の際、市場監視局との調整 等</li></ul>
任務	<ul style="list-style-type: none"><li>❑ 電子商取引における取引の管理・監督についての助言の提供</li><li>❑ 電子商取引における模倣品等の摘発のサポート</li><li>❑ 電子商取引における模倣品等の摘発のための解決策・計画の提案 等<ul style="list-style-type: none"><li>❖ Task Force 368には、摘発権限はない</li><li>❖ Task Force 368の構成員は、ホーチミン・シティ、ハノイ等の市場監視局の上級職員であり、当該市場監視局が積極的に摘発を行っている</li></ul></li></ul>
連絡方法 等	<ul style="list-style-type: none"><li>❑ Task Force 368への連絡方法・必要書類等を定めたガイドラインはない</li><li>❑ Task Force 368へ証拠を揃えて、Task Force 368の構成員とコンタクトできる現地法律事務所を介してTask Force 368にコンタクトすることになる</li></ul>



[www.tilleke.com](http://www.tilleke.com)

**Tokunari Otake**

[tokunari.o@tilleke.com](mailto:tokunari.o@tilleke.com)

**Tilleke  
& Gibbins**

CAMBODIA • INDONESIA • LAOS • MYANMAR • THAILAND • VIETNAM